

令和 7 年  
第 9 回日の出町  
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

## 農業委員会第9回総会日程

令和7年9月25日  
役場全員協議会室

### 1. 開会

### 2. 諸報告

### 3. 議事録署名委員の指名

### 4. 議事

(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

(2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について

(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

(5) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

(6) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 5. 閉会

令和7年第9回日の出町農業委員会総会

令和7年9月25日  
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	天野幸次君	9	森田弘子君(欠席)
2	山崎茂樹君	10	欠員
3	和田勝君	11	土澤孝一君
5	青木崇君	12	鈴木忠彦君
6	馬場敏明君	13	嶋崎学君
7	関根進君	14	松本哲男君
8	田中豊弘君	15	野口隆昭君

事務局職員

事務局長 原祐一  
事務局次長 秋山克也  
事務局 宮林克芳

事務局長 それでは、本日出席の皆さんお揃いですので、只今から、令和7年日の出町農業委員会第9回総会を開会いたします。

まず初めに野口会長よりご挨拶をいただきます。

会長 本日、総会にあたりまして、招集させていただきまして、ご出席ありがとうございます。

本日もご審議をよろしくお願いします。

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、日程3、議事録署名委員の指名及び議事進行を会長にお願いいたします

会長 日程3、議事録署名委員の指名をさせていただきます。1番天野委員、2番山崎委員お願ひいたします。本日の欠席は、10番森田委員です。

それでは、4. 議事に入らせていただきます。(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 ( 説明 )

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は鈴木委員です。お願ひいたします。

委員 議案第1号の現地を確認して参りましたので、ご説明申し上げます。

去る9月17日に、事務局宮林主任と現地を確認して参りました。場所につきましては、案内図をご覧ください。

周辺の営農状況でございますが、周囲の皆さん、耕作あるいは作付けの準備がされている感じでございました。

当該地の営農状況でございますが、現在一部に枝豆が作付けされており、他の部分は耕耘後に少し草が伸びている状況でございますが、次の作付け前の状態に見受けられました。

周辺の営農への影響でございますが、皆さん綺麗にされており、特に影響はないと思われます。以上です。

会長 事務局及び鈴木委員の説明が終わりました。

委員さん方で、意見、質問がございましたらお願ひいたします。

意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)について、処理いたします。

決定としてよろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会長　　挙手多数ですので、本案件は決定いたします。  
続きまして、(2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　（ 説明 ）

会長　　事務局の説明が終わりました。  
ここでA委員につきましては、関連案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び日の出町農業委員会会議規則第10条の規定により参与することはできません。一時退出をお願いいたします。  
地区担当は鈴木委員です。お願いいたします。

委員　　議案第2号の現地調査を同じく9月17日に現地を確認してございます。  
場所につきましては、案内図をご覧ください。  
周辺の営農状況でございますが、ここも皆さん、耕作あるいは作付けの準備がされている状況でございました。  
当該地の営農状況でございますが、全面耕耘がされており、作付けの準備がされている状況でございます。  
周辺の営農への影響でございますが、ここも周囲の皆さん、綺麗にされており、特に影響はないと思われます。以上です。

会長　　事務局及び鈴木委員の説明が終わりました。  
委員さん方で、意見、質問がございましたらお願いいいたします。  
意見、質問がないようですので、(2) 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）について、処理いたします。  
決定としてよろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

（ 挙手多数 ）

会長　　挙手多数ですので、本案件は決定いたします。  
A委員の入室をお願いいたします。  
続きまして、(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　（ 説明 ）

会長　　事務局の説明が終わりました。  
地区担当は山崎委員です。お願いいたします。

委員　　9月18日に宮林主任と現地確認の方をして参りました。

場所につきましては、案内図をご覧ください。

周辺の営農状況でございますが、住宅の西側に譲渡人の方の畑がございますが、譲受人の方が耕作しているようでございます。自分で土留めとして手間をかけて綺麗に耕作されている状況でありました。

当該地の営農状況につきましても、非常に綺麗に耕作されております。現地確認した際にも坂に4台ほど車が停まっていて、非常に出入りも危険な状況でございました。

以上でございます。ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

会長 事務局及び山崎委員の説明が終わりました。

委員さん方で、意見、質問がございましたらお願ひいたします。

青木委員。

委員 駐車場になった場合の土地の高さはどんな感じなのでしょうか。水が畑の方に流れてしまって畑に影響があつたりする場所でしょうか。

事務局 畑の方が高くなっているので、駐車場になつても畑に影響はありません。

会長 他にございませんか。

質問がないようですので、(3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願ひいたします。

( 挙手多数 )

会長 挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

続きまして、(4) 議案第4号及び(5) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、関連案件ですので一括審議といたします。

事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 ( 説明 )

会長 事務局の説明が終わりました。

地区担当は青木委員です。お願ひいたします。

委員 現地確認に関しましては、9月19日宮林主任と2人で行いました。

議案第4号の場所につきましては、案内図をご覧ください。

周辺の営農状況に関しましては、南北に住宅がありまして、南の方は日陰になりそうです。東の方は別の所有者の畑になっておりますので、日当たりが良い感じになっております。

当該地に関しましては、庭木のような木が植わっているのが気になりますが、ここで果樹園なんかするというようなことですので、問題はないかと思います。議案第5号の土地に関しましては、土地所有者の親戚の人が草刈りをして、

管理をしているようで、特に雑草とかそういう物は生えてない状態です。他に野菜としては、ネギとか、里芋なんかが家庭菜園レベルで植わっているような状態でした。

親戚の人は、草刈りを専門にやっているということなので、新しく耕作されるならば、管理も引き続き良くなるのではないかと感じています。

以上です。ご審議の方、よろしくお願ひいたします。

会長 事務局及び青木委員の説明が終わりました。

本日、譲受人でありますBさんに来ていただいておりますので、営農計画等について、説明を求めます。それでは、Bさん会場に入ってください。

それではBさん、自己紹介及び営農計画について説明をお願いいたします。

Bさん 初めまして、Bと申します。

以前、立川にあります幼稚園で10年間用務員をしておりまして、園の3,000坪の畠で、給食の果実、野菜作りをしてきました。

この先、農業をしてみたいなということで、今回、土地を求めていたところ売ってくださる方がおりまして、その土地を購入して、今後耕作していきたいと思っております。目的は、自家消費ということで、果実を主体とした物を当面作っていきたいと思っております。

会長 Bさんの説明が終わりました。

委員さん方で、意見、質問がございましたらお願いいたします。  
土澤委員。

委員 議案第4号と議案第5号の譲渡人の苗字が同じということになっているんですが、恐らく遠縁関係だと思うんですけども、確認の意味で教えていただければと思います。

Bさん 親子だとお聞きしております。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 他にございませんか。

質問がないようですので、Bさんにはご退出をお願いいたします。ありがとうございました。

Bさんにご退出願いました。委員さんの皆さんで改めてご意見、ご質問がございましたら、お願いいいたします。

他に質問がないようですので、(4) 議案第4号及び(5) 議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会長　　挙手多数ですので、本案件は許可といたします。  
続きまして、(6) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局　　( 説明 )

会長　　事務局の説明が終わりました。  
地区担当は山崎委員です。お願いいいたします。

委員　　場所につきましては、案内図をご覧ください。  
周辺の営農状況に関しましては、1年間に1、2回草刈りをしている程度で特に何も作付けはされていない状況でした。  
当該地の営農状況ですが、すでに4本のみかんとか、他の柑橘類が植えてある状況でございます。  
周辺への営農の影響については、作付けしていないので特に問題はないかと思われます。  
以上です。ご審議の方、よろしくお願いいいたします。

会長　　事務局及び山崎委員の説明が終わりました。  
本日、譲受人でありますCさんに来ていただいておりますので、営農計画等について、説明を求めます。それでは、Cさん会場に入ってください。  
それではCさん、自己紹介及び営農計画について説明をお願いいたします。

Cさん　　Cと申します。  
3年くらい前に中野区から引っ越してきました。どうしてこちらに引っ越してきたかと言いますと、そもそも祖父があきる野市の出身でして、お墓もあきる野市にあります。割となじみがあり、こちらにきました。  
家と畠がくつついでいる場所を購入しまして、みかん、檸檬、柿等の果樹とスイカ、ブルーベリー等の果菜類を植えて果樹園のような感じでその場所を作っていました。以上です。

会長　　Cさんの説明が終わりました。  
委員さん方で、意見、質問がございましたらお願いいいたします。  
質問がないようですので、Cさんにはご退出をお願いいたします。ありがとうございました。  
Cさんにご退出願いました。委員さんの皆さんで改めてご意見、ご質問がございましたら、お願いいいたします。  
質問がないようですので、(6) 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可としてよろしい委員さんは挙手をお願いいたします。

( 挙手多数 )

会 長

挙手多数ですので、本案件は許可といたします。

以上を持ちまして、本総会の日程は終了いたします。

署 名

番

---

番

---